

那須地域定住自立圏及び那須塩原市地域公共交通

計画推進等支援業務公募型プロポーザル実施要項

- 1 業 務 名 ①令和5年度第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画推進等支援業務
②令和5年度第2次那須塩原市地域公共交通計画推進等支援業務
- 2 仕 様 別紙仕様書に記載のとおり
- 3 提案上限額 5, 378, 000円（税込）
うち業務①分 4, 378, 000円
うち業務②分 1, 000, 000円
- 4 参加資格 次の要件の全てを満たす者であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 参加申請書の提出時点で令和5・6年度的那須塩原市入札参加資格を有すること。
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 公表日前日において、那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
 - 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者でないこと。
 - 公共交通に関する支援業務等に必要な技術者を有し、業務を確実に履行できる人的体制を有すること。

- 5 実施日程
- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年5月25日(木) |
| (2) 参加申請書提出期限 | 令和5年6月8日(木)
午後5時まで |
| (3) 質疑書提出期限 | 令和5年6月8日(木)
午後5時まで |
| (4) 質疑回答 | 令和5年6月9日(金)(予定) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和5年6月23日(金)
午後5時まで |
| (6) 書面審査結果通知 | 令和5年6月28日(水) |
| (7) プレゼンテーション・審査会 | 令和5年7月5日(水) |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和5年7月10日(月)(予定) |
- 6 参加表明 本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書(様式1)に必要な事項を記載し、令和5年6月8日(木)午後5時まで(必着)に那須塩原市生活課(本庁舎2階)へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、参加表明後、辞退する場合は、遅滞なく連絡すること。
- ※ 送付方法別の送付先は「16 問い合わせ先、提出先」を参照すること。
- 7 質 疑 本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式2)を提出することができる。質疑書は、令和5年6月8日(木)午後5時まで(必着)に下記のアドレスに電子メールの方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、到達確認の電話を那須塩原市生活課まで行うこと。なお、参加表明をした者に対しては、他者からの質疑及び回答内容について情報提供を行う。質疑の回答は、令和5年6月9日(金)までに、可能な限り早急に行う。
- 送信先: seikatsu@city.nasushiobara.tochigi.jp
件 名: 【質疑書】+ 質疑者の名称 + (送信年月日)
件名例: 【質疑書】株式会社〇〇〇〇 (R5.5.26)
到達確認の連絡先: 那須塩原市役所市民生活部生活課
0287 - 62 - 7127 (担当: 佐々木、山田)
- 8 提 案 本件業務の受注を希望する者から本業務に関する提案書(表紙に様式3を使用し、それ以外は任意様式とする。)及び見積書(業務①及び業務②を合算した見積額とし、業務①と業務②それぞれの見積額が分かるように内訳を記載すること。任意様式)の提出を

受ける。令和5年6月23日（金）午後5時まで（必着）に郵送、持参又は電子メールの方法により、下記提出先まで提出すること。提出部数は、提案書にあつては正本1部、副本6部、見積書（11の見積書）にあつては正本1部とする。電子メールでの提出にあつては、期限までにPDF形式でメールを送信するとともに、提案書正本1部及び見積書正本1部を遅滞なく郵送すること。

- 9 前提条件 本支援業務は、本年1月に策定した「第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画」及び3月に策定した「第2次那須塩原市地域公共交通計画」に関する支援業務であるため、両計画書を熟知し、業務を行うこと。また、那須塩原市や那須地域定住自立圏の構成市町のまちづくりに関連する計画についても、必要に応じて参照すること。

- 10 提案書 仕様書を熟読のうえ、次の記載事項に沿って作成し、又は必要な書類の写しを添付すること。ページ数の制限は、特にないものとする。

(1) 提案企業の概要

① 企業情報（次の事項は必須）

- ・会社名（法人名）
- ・代表者名
- ・本社所在地（住所）及び事業所所在地
- ・電話番号
- ・業務時間
- ・設立
- ・事業内容
- ・資本金

② 次の事項に関連した同種類業務の過去5年間の受注実績（平成30年度以降の契約名とその相手、業務仕様の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付し、受注実績が複数ある場合には一覧表も添付すること。）

- ・地域公共交通計画の策定や推進に関する支援業務
- ・地域公共交通の再編に関する業務
- ・その他本業務に関連した業務

③ 業務推進体制（本業務で配置を予定する管理者及び担当者の氏名、経歴、同種類業務の担当実績）

- (2) 第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画推進等支援に関

する企画提案

- ① 那須地域定住自立圏の公共交通の現状と課題に関する認識
- ② 「エリア一括協定運行事業」を活用したコミュニティバス等の民営化に向けた検討方針
- ③ その他仕様書に掲げられた業務の履行に当たっての対応方針
- ④ 業務工程表（業務別にスケジュールを記載すること。）
- ⑤ 追加提案（本業務の目的を達成するために効果的であり、かつ、見積額の範囲内で実施ができるもの）

(3) 第2次那須塩原市地域公共交通計画推進等支援に関する企画提案

- ① 那須塩原市の公共交通の現状と課題に関する認識
- ② 地域公共交通の再編に向けた地域懇談会の運営支援に関する方針
- ③ その他仕様書に掲げられた業務の履行に当たっての対応方針
- ④ 業務工程表（業務別にスケジュールを記載すること。）
- ⑤ 追加提案（本業務の目的を達成するために効果的であり、かつ、見積額の範囲内で実施ができるもの）

11 見積書 次に掲げるところにより、見積もり（代表者の押印要）を作成すること。

- ・ 契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。
- ・ 見積金額の上限額は、5,378,000円（税込）とする。
- ・ 本業務の対価の支払は、業務完了後1回払いとする。
- ・ 見積金額には、支援業務に係る資料や報告書の作成費用、交通費その他の一切の費用を含む。

12 審査及び契約候補者の特定

(1) 審査

① 書面審査（1次審査）

ア 提出された参加申請書等について、参加資格の確認及び後記の評価項目により那須塩原市生活課において書面審査を行う。

イ 書面審査の結果、参加資格があると認めた提案者のうち、点数が上位の5者を企画提案書の説明の対象とする。ただし、同点の提案者がいた場合は、見積価格が低い提案者から順に企

画提案書の説明の対象とする。なお、参加申請書等の提出者が5者以内の場合は、参加資格の確認のみ行う。

ウ 書面審査の結果は、令和5年6月28日（水）までに書面で通知する。なお、同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

② プレゼンテーション

ア 開催日時

令和5年7月5日（水）を予定する。なお、詳細については、書面審査の結果に合わせて通知する。

イ 開催場所

那須塩原市役所本庁舎内会議室を予定する。なお、詳細については、書面審査の結果に合わせて通知する。

ウ 留意事項

- ・ 企画提案書と別な資料配布は許可するが、企画提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお配布資料は9部用意すること。
- ・ 1者当たりの参加人数は、5人以内とする。ただし、企画提案書の説明には、本業務で予定している業務責任者は、必ず出席すること。
- ・ 企画提案書の説明に当たって、こちらで用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
- ・ 企画提案書の説明の時間を30分以内、質疑応答の時間を10分以内とする。なお、準備に要する時間は、別途確保する。

③ 企画提案書の審査（2次審査）

本業務のプロポーザルに係る選定委員会を設置し、説明を受けた企画提案書について、後記の評価項目により企画提案書の審査を行い、最高得点となった者を契約候補者（以下「最優秀提案者」という。）、次に得点が高いものを次点者（以下「優秀提案者」という。）として特定する。

2次審査の結果は、その概要を那須塩原市ホームページで公表するほか、令和5年7月中旬頃に2次審査を実施した全ての提案者に対し、書面で通知する。なお、同時期までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

④ 評価項目

評価項目は、原則として、次のとおりとする。ただし、選定委員会の判断により追加、変更する場合がある。

ア 提案評価（70 点）

- ・企業の業務実績や推進体制の評価 25 点
- ・対象業務の企画提案に対する評価 40 点
- ・追加提案に対する評価 5 点

イ 価格点（30 点）

- ・本業務の見積額 30 点

ウ 評価点数に同点が発生した場合の対応

- ・上記(1)及び(2)の合計点数に同点が発生した場合には、価格点が高い者を上位者とする。

13 契約締結 要（別紙契約書案参照）

企画提案書の提出後、速やかに業者選定を行い、選定後に令和 5 年 7 月 10 日（予定）までに結果を通知する。通知後、契約相手方として選定された者と生活課で、既に提出された企画提案を元に業務内容について協議し、業務仕様書の調整等を行い、契約候補者として選定された者と①業務と②業務について契約を行う。①業務と②業務の契約額の案分は、協議による。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの提出書類の様式は、那須塩原市ホームページから取得すること。
- (2) 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市及び那須地域定住自立圏構成市町の情報公開条例に基づく開示請求の対象となることがある。
- (3) 提出された書類は、企画提案選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承諾を得ずに複製を作成する場合がある。
- (4) プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 次の条件の一つ以上に該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 提案者の資格要件に該当しなくなったとき
 - ② 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 提出した資料等に盗用の疑いがあると認められるとき
 - ⑤ 関係者に関する工作等、審査に影響を与える不正な活動を行ったと認められる場合

- ⑥ その他、本書で定める事項に違反したとき
- (6) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって、本業務を委託する相手方を決するものではない。
- (7) 参加表明後に辞退する場合は、その旨を速やかに提出先に連絡するとともに、提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、書面はA4用紙片面縦使い（任意様式）とし、辞退する提案者の法人名、法人の代表者氏名、担当者の連絡先、辞退する理由を付すこと。
- (8) 審査結果等に対する不服の申立ては、一切認めない。
- (9) 見積金額が極端に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (10) 本プロポーザルの審査結果については、那須塩原市ホームページにて公表を行う。なお、公表時において、契約候補者以外の事業者名については記載しないものとする。

16 問い合わせ先、提出先

〒325-8501

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所 市民生活部 生活課 交通対策係

電話 0287-62-7127

ファクシミリ 0287-62-7202

電子メール seikatsu@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当：佐々木、山田